

平成24年(ワ)第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川 照 ほか

被告 国 外1名

準備書面23

2015(平成27)年4月13日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優

弁護士 河西 龍太郎

弁護士 東島 浩幸

弁護士 椛島 敏雅

弁護士 長戸 和光

外

始めに

本準備書面は、被告九州電力準備書面4第2における、玄海町における白血病に関する主張への原告らの反論を目的とする。

第1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「本件原子力発電所・・・、それぞれの運転開始後に佐賀県、唐津保健福祉事務所管内及び玄海町において、白血病死亡者数が段階的に上昇している事実はない（図7、表3）。」さらには、「本件原子力発電所1号機の運転開始後以降、佐賀県及び唐津保健福祉事務所管内におて、白血病死亡者数が右肩上がりに推移しているが、この傾向は全国においても同様であり、これらの地域のみが有意に上昇しているということとはできない（図7）。」。したがって、「本件原子力発電所が原因となり、本件原子力発電所周辺住民の白血病死亡者数が増加している事実はな（く）」いと結論づける。

第2 原告らの反論

1 始めに

原告らは、被告九州電力の反論にもかかわらず、玄海町及び近隣地域における白血病死亡者数は統計上有意に増加しており、その原因は他に認められず、本件玄海原子力発電所由縁の放射性物質が原因となっていると主張するものである。

そもそも、被告の如く”数”だけを問題とすることは、全く非科学的な態度と言わざるを得ない。例えば、平成24年時において日本全国の人口総数（約1億3000万人）は玄海町の人口総数（約6000人）の2万倍以上である。しかも、全国の人口は増加し、他方玄海町の人口は減少しているからである。1970年と2010年の人口を比較すると、全国は10,46

7万人から12,806万人へと22.3%増加しているが、玄海町は7,468人から6,375人へと逆に14.6%減少しているのである。この様に人口数が変動する集団を比較する場合には、死亡数ではなく、死亡率で比較しなければ、正確な比較とはならないのである。

したがって、本件原子力発電所1号機の運転開始（昭和50年10月15日）後以降の玄海町における白血病死亡者数変動の有意性を検討するためには、本件原子力発電所1号機の運転開始（昭和50（1975）年10月15日）前後で、母集団数を大きくとるため数年間の期間を取り、その期間における白血病死亡者の対10万人率を比較検討すべきである。また、玄海町における白血病死亡者数の在り方を他の地域と比較するためには、出来る限り玄海町の白血病死亡者数の影響を受けない範囲の地域と比較すべきである。

2 別紙添付のグラフ「白血病死亡率（10万人対）玄海町・唐津市・佐賀市・全国」（以下、「グラフ」という。）から分かること

（1）始めに

グラフの白血病死亡率（10万人対）は、人口・白血病死亡者数・白血病死亡率（10万人対）をまとめた別紙1のうち、玄海町・唐津市・佐賀市・全国につき、昭和44（1969）年から平成24（2012）年までを抜き出したものである。唐津市及び佐賀市の範囲については、平成17（2005）年前後に行われた市町村合併後の現唐津市・現佐賀市の範囲で統一してある。

なお、玄海原子力発電所から直線で、玄海町町役場は約6km、現唐津市市役所は約14km、現佐賀市市役所は約51kmの距離にある。

また、グラフは、昭和44（1969）年から平成24（2012）年までを、8年ごとに区切り原発稼働前として昭和44（1969）年から昭和51（1976）年の8年間とした。確かに、玄海原子力発電所1号機が稼

働を始めたのは昭和44（1975）年10月である。しかし、サバンナ川地域の報告書では、放射線発生源に位置する「原子力関連施設労働者」でさえ「白血病死亡率と放射線量の正の関連性は、3年のタイムラグを仮定したもとで観察され（た）」ている事から、1975年の稼働年から3年のタイムラグを考慮して、稼働前として昭和51（1976）年までを加えることとした。その後については稼働後として、8年ごとに期間を区切って白血病死亡率（10万人対）を検討することとした。

（2）検討

ア 昭和44（1969）年から昭和59（1984）年まで

玄海原子力発電所1号機の稼働年は昭和50（1975）年10月、2号機の稼働年は昭和56（1981）年3月であるが、昭和44（1969）年から昭和59（1984）年までの間は、白血病死亡率（10万人対）につき玄海町5.0～6.7、唐津市4.4～5.7、佐賀市3.3～3.9、全国3.6～4.0と、各地域とも目立った変動は認められない。

イ 昭和60（1985）年以降

しかし、玄海原子力発電所1号機稼働（昭和50（1975）年10月）から10年、2号機稼働（昭和56（1981）年3月）から4年を経過した、昭和60（1985）年以降の各8年間を見てみると状況は激変する。玄海原子力発電所に最も近接する玄海町は20.0～31.5、その次に近接する唐津市は7.9～13.4、さらに佐賀市6.1～6.9となり、他方、玄海原子力発電所との地理的關係が問題とならない全国では4.6～6.4となっているのみである。

すなわち、玄海原子力発電所に最も近接する玄海町では稼働前と比較すると約4倍～5倍となり、その次に近接する唐津市においても約2倍～3倍の上昇・高止まりの状態を示している。また、佐賀市においても常に全

国の数値を上回っている。

ウ 小活

上記の事実は、玄海原子力発電所稼働後は玄海原子力発電所に近接するにつて、白血病死亡率が上昇・高止まりしていることを示している。そして、この様な、玄海原子力発電所稼働後における同原子力発電所に近接した玄海町及び唐津市における突出した白血病死亡率(対10万人)の上昇・高止まりという変移の要因については、白血病の発生要因の一つである放射性物質の発生源としての玄海原子力発電所の稼働という事実しかない。

3 まとめ(人格権の侵害)

以上からすれば、被告九州電力が稼働する玄海原子力発電所から放出する放射性物質が原因となって、玄海町・唐津市等玄海原子力発電所周辺における住民の白血病死亡率(10万人対)を突出して上昇・高止まりさせていることは明らかである。

とすれば、被告九州電力は、玄海原子力発電所の稼働という行為で放射性物質を周辺地域に放出し、住民の白血病死亡率を上昇・高止まりさせることにより住民の生命身体の安全を危険に曝すという人格権の侵害を引き起こしているのであり、その責任は免れないのである。

以上